

5 医療費が心配です。

医療費は、医療保険制度（国民健康保険、健康保険、各種共済又は後期高齢者医療制度）により、通常 3 割、（義務教育就業前の方については、2 割、70 歳以上の方については、3 割、2 割又は 1 割）が自己負担となっていますが、手帳をお持ちの方については、この自己負担額を軽減する次のような助成制度があります。

なお、助成を受けた後の自己負担額が高額の場合には、自己負担額を医療機関の窓口で支払い後、加入している医療保険制度（国民健康保険、健康保険、各種共済又は後期高齢者医療制度）から、高額療養費として払い戻される場合があります（高額療養費制度※）。詳しくは、加入している医療保険制度の窓口にお尋ねください。

<医療保険制度の窓口>

- ・国民健康保険…市区町村（国民健康保険組合に加入している場合はその国保組合）
- ・健康保険…加入している健康保険組合（全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は協会けんぽ愛知支部）
- ・各種共済…加入している共済組合
- ・後期高齢者医療制度…市区町村又は愛知県後期高齢者医療広域連合

※高額療養費制度について

自己負担額が医療保険制度における高額療養費制度で定める上限額を超える場合は、払い戻し等により上限額までの負担となります。なお、適用される上限額は年齢や所得等によって異なります。

○医療費の助成

事業	内 容	対象者
自立支援医療（育成医療）の給付	18 歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の 1 割）があります。 ■所得制限があります。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場、県障害福祉課	○18 歳未満の身体上の障害を有する方
自立支援医療（更生医療）の給付	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の 1 割）があります。 ■所得制限があります。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場、県児童・障害者相談センター、県障害福祉課	○18 歳以上の身体障害者
自立支援医療（精神通院医療）の給付	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費を公費で負担しています。 ○所得により自己負担（原則、医療費の 1 割）があります。 ■所得制限があります。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場（精神保健福祉担当課）、県精神保健福祉センター、県医務課こころの健康推進室	○精神障害者
更生医療の給付（戦傷病者特別援護法）	身体障害の第 5 款症以上の戦傷病者が、職業能力回復のための手術などを必要とするときに給付を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 市区町村役場、県地域福祉課	○戦傷病者

事業	内容	対象者
母子・父子家庭医療費の支給	<p>18歳以下の児童を養育する父又は母に重度の障害のある世帯（母子・父子家庭と同じ扱いになる世帯）の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額が支給されます。</p> <p>■所得制限があります。</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場（福祉医療担当課）、県高齢福祉課、児童家庭課</p>	○重度の障害のある父又は母がいる世帯
障害者医療費の支給	<p>次のいずれかに該当する障害者が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額が支給されます。なお、後期高齢者医療の被保険者の要件を満たす場合は、下の「後期高齢者福祉医療費の支給」をご覧ください。</p> <p>①身体障害者1～3級の方（腎臓機能障害は4級まで、進行性筋萎縮症は6級まで対象）</p> <p>②IQ50以下の方</p> <p>③自閉症状群と診断されている方</p> <p>④精神障害者1・2級の方（精神科疾患に限る。なお、市町村によっては対象者を拡大したり、一般疾病についても支給対象としているところがあります。）</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場（福祉医療担当課）、県高齢福祉課、障害福祉課</p>	○障害者 ○自閉症状群と診断されている方
戦傷病者の療養の給付（戦傷病者特別援護法）	<p>公務上の傷病について必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行っています。</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場、県地域福祉課</p>	○戦傷病者
後期高齢者福祉医療費の支給	<p>母子・父子家庭医療費及び障害者医療費の支給制度の受給資格該当者及び戦傷病者が、後期高齢者医療制度により医療を受けた場合には、医療保険における自己負担額が支給されます。</p> <p>■所得制限があります。（障害者医療を除く。）</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場（福祉医療担当課）県高齢福祉課</p>	○医療費（母子・父子家庭、障害者）受給資格対象者 ○戦傷病者
特定医療費の支給（難病の患者に対する医療等に関する法律）	<p>原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費について助成します。</p> <p>■所得等に応じて自己負担上限額が変わります。</p> <p><問い合わせ先> 県保健所、名古屋市・中核市（特定医療費担当課）県健康対策課</p>	○指定難病患者